



平成26年5月23日

各 位

会 社 名 高 田 機 工 株 式 会 社  
代表者名 取 締 役 社 長 賀 角 正 明  
(コード番号 : 5923 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員 梶 義 明  
管理本部長  
(T E L : 06-6649-5100)

### 「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ

当社は、平成25年6月26日開催の第84期定時株主総会において、有効期間を平成26年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時における「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しておりますが、本日開催された当社取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第85期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、以下のとおり本プランの継続を決定しましたのでお知らせします。

なお、本プランの継続に際しましては、1. (2) 「当社を取り巻く経営環境と今後の取組み」を内容更新し、6. 「本プランの合理性(1)から(6)」を追記するとともに、その他所要の字句の変更を行っておりますが、本プランの基本的な仕組みは変更しておりません。

#### 記

##### 1. 当社を取り巻く経営環境と企業価値向上に向けた取組み

###### (1) 当社の事業内容とその強み

当社は、大正10年に土木建築用機材の製造販売および橋梁鉄骨の製作請負を主要業務として創業し、昭和37年には当時日本最長の橋梁である「琵琶湖大橋」を受注するなど、関西屈指の橋梁・鉄骨専業メーカー（設計・製作・架設）として現在に至っております。橋梁事業は、経験工学といわれるよう、理論の積み重ねはもちろん、その設計・製作・架設の経験の積み重ねが必要不可欠な事業であり、またこのような実績の積み重ねが新技術の創出とさらなる受注に繋がる事業であることから、当社は、その80年を超える歴史を通じて各種鋼構造物の実現についてのノウハウを確実にかつ着実に蓄積してまいりました。また、当社和歌山工場は、直接海に面した28万m<sup>2</sup>の広大な敷地の中に6つの工場と7つのヤード、2つの岸壁および専門性の高い技術研究所を備え、ITを駆使した高度な生産管理システムに基づく品質管理システム等の先進の技術で、大型化、高度化する鋼構造物のあらゆるニーズに対応しております。

主力の橋梁事業では、幹線自動車道の整備、都市高速道路の建設、さらには海上連絡橋などの大規模プロジェクト等、数々の国家的要請に対し、先進の技術で応え、2,300橋以上の橋梁の設計施工を行い、公共のインフラ整備に貢献しております。また、橋梁に並ぶ鉄構事業では、半世紀

の間に各種ビルディングや体育館などで1,600件以上におよぶ工事履歴を有しております。特に生研トラスの工法は、東北、北陸地方等の多雪地域をはじめ全国の学校体育館、工場等の建設に多く採用されております。

当社は、これらの極めて公共性の高い事業を手掛ける企業として、「高い技術力」「不断の努力」「豊かな未来」という社是のもと、社会資本の整備を担う企業として、公正性・透明性の確保、コストの縮減および品質確保と向上に努め、より良い品質の製品を適正な価格で施工できる企業として日々精進しております。

## (2) 当社を取り巻く経営環境と今後の取組み

当社の主力事業である橋梁事業を取り巻く環境は、国および地方自治体の厳しい財政状況に加え公共事業費の削減などにより、鋼橋の総発注量が全盛期の3分の1程度まで落ち込んだ状況が続いております。平成25年度の鋼橋需要は、国土交通省を中心に発注量増加が期待されましたが、例年並みの発注量にとどまりました。そのため受注環境は厳しい状態が続き、受注量を確保できる会社とできない会社とで大きな格差が生じる結果となりました。ただ、平成26年度の橋梁事業では被災地復興関連の発注がいよいよ本格化し、新設鋼橋発注量は昨年度の発注量を上回ると期待できる環境にあります。鉄構事業では、需要は着実に増加したものの、当社が得意とする超高層ビル等の大型プロジェクト案件の発注は首都圏に限定され、地元である関西圏ではほとんど案件のない状態が続きました。平成26年度以降は、2020年の東京オリンピック開催決定の影響もあり、首都圏を中心に鉄骨需要はさらに高まる見込みであります。また、関西圏におきましても御堂筋沿いのビルの高さ規制緩和に伴い新たな需要が期待されます。

このような状況のもと、橋梁事業では、総合評価落札方式による入札対応を専門に行う「技術計画室」を中心に、常に客先ニーズを的確に把握し高い技術点評価の獲得を目指すとともに、和歌山工場が保有する大型岸壁や自動化された大型設備の優位性を最大限活用できるよう、「採算を意識した受注の確保」を行ってまいります。一方、鉄構事業では、当社が得意とする超高層ビル案件の発注の増加が見込まれる中、主要受注先である大手建設会社との関係強化をさらに深め、受注量確保と利益率向上を目指します。また、橋梁・鉄構事業で永年培われた技術に基づく制震関連製品が実績を上げつつあり、中長期的に新しい事業の柱となるように尽力してまいります。

平成25年度は、安定的な経営基盤確立の期間と位置づけた第3次中期経営計画の最終年度でありましたが大幅な目標未達となりました。新中期経営計画の初年度となる平成26年度は、年度方針を「危機意識をもって受注と利益の達成」、「顧客に信頼される品質と安全の確保」、「時代の変化を踏まえた教育の推進」および「新たな鋼構造物関連事業への挑戦」と定め、引き続き「安定的な受注の確保」を最優先課題と位置づけ、あらゆる対策を講じて業績回復に全社一丸となって取り組んでまいります。

## (3) 株主に対する利益の還元について

当社は、常に株主への利益還元を意識した経営を行っており、安定した業績を積み重ね、株主への安定的な配当を実施することを第一に考えております。一方で、絶えず進化する技術に対応

するための工場の設備更新や、橋梁工事における現場架設機材への投資が、当社の安定的な成長を実現するためには必要不可欠です。このように、一定の内部留保を技術開発、設備の充実などに用いることが競争力の維持強化や事業構造の改革には必要であり、それらを株主の利益に繋げていくことを経営の最大の目標としています。

## 2. 本プラン導入の目的および必要性

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の経営にあたっては、橋梁を主力とした鋼構造物に係る設計・製作・施工に関する永年に亘る技術の蓄積と経験並びに当社のお取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナーおよびその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する充分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。また、前述のように地道な実績の積み重ねが将来の受注に繋がっていくという橋梁および鉄構事業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積み重ねを進めるという、中長期的に企業価値向上に取組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーであるお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。さらに、当社が携わる橋梁および鉄構事業は、社会資本を構成するものであり極めて公共性が高く、また竣工すれば全ての仕事が完了するわけではなく、竣工しても数十年経過した後の補修内容まで意識して取り組んでいく必要があります。このような取組みと実績が、当社を新たなステップへ導き、当社のさらなる飛躍が可能となると考えており、これが当社の企業価値の源泉であると考えております。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

### (2) 本プラン継続の必要性

以上のように、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為等は、それが成就すれば、当社の事業および経営の方針に直ちに大きな影響を与えるものであり、大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の

利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールにしたがって、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があると認識しております。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社および株主共同の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを継続することといたしました。

なお、本プランの継続決定日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を25%以上とする目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを受け、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問い合わせません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいり、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいり、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいります。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## （2）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランにしたがう旨および大規模買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的な内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑥ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（4）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時

適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

### (3) 取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により、30日間を上限として、取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

### (4) 独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会（その概要につきましては別紙1を、独立委員会の委員の氏名・略歴につきましては別紙2をご参照ください。）を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外監査役および外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見およ

びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること

- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

## (5) 大規模買付者に対する対応方針

### i 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

### ii 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわ

らず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

#### (6) 対抗措置の具体的な内容

上記（5）により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律および当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客觀性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

なお、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### 4. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋るものと考えます。したがいまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置の仕組み上当社

株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについては今後新株予約権の発行登録を予定しており、新株予約権の概要については別紙3記載のとおりです。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当時の基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるもの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(6)に記載の手続き等にしたがい当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当時の基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当時の基準日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

## 5 . 本プランの継続決定の経緯と有効期限等

本プランの継続は、平成26年5月23日に開催された当社取締役会において、取締役の全員一致をもって承認されました。なお、当社監査役全員は、本プランの具体的運用が適正に行われるこことを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

本プランの有効期限は、平成26年6月26日開催予定の本定時株主総会の終結の時から、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、当社は、平成26年6月26日開催予定の本定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本プランの継続について議案としてお諮りする予定であり、本定時株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは継続することなく、本定時株主総会の終結の時をもって将来に向けて効力を失うものとします。

なお、株主の皆様からご賛同をいただいた場合であっても、①当社の株主総会において本プラ

ンを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向にしたがって隨時これを廃止させることができます。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

## 6. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。また、上記5.にて記載したとおり、本プランには有効期間を1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しております。このように、本プランは当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、当社取締役会または当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、別紙1「独立委員会の概要」にあるとおり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては

株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### **(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記5.にて記載したとおり、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

### 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外監査役および外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うに当って、当社企業価値および当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動
  - ② 買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
  - ③ 前二号に準じる重要な事項
  - ④ その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員の氏名および略歴

- ・小嶋 博 (こじま ひろし)

昭和16年生まれ

昭和53年4月 名古屋学院大学経済学部助教授

昭和60年4月 名古屋学院大学経済学部教授

平成4年4月 名古屋学院大学商学部長就任

平成10年4月 日本経営財務研究学会副会長に就任

(平成13年4月より平成22年10月まで評議員に就任)

平成17年4月 名古屋学院大学学長就任 (平成23年3月に退任)

平成23年4月 名古屋学院大学商学部教授

平成24年4月 名古屋学院大学大学院特任教授

平成25年10月 日本経営財務研究学会会長に就任 (現在に至る)

平成26年4月 名古屋学院大学名誉教授 (現在に至る)

- ・田島 義久 (たじま よしひさ)

昭和24年生まれ

昭和62年4月 弁護士登録

平成4年5月 田島義久法律事務所開設

平成13年4月 ふじ総合法律会計事務所と合併し、同事務所パートナーに就任 (現在に至る)

平成17年5月 大阪府外部監査人補助者 (平成19年3月に退任)

平成19年2月 京都府職員懲戒分限審査会委員に就任 (平成24年12月に退任)

平成23年7月 宝塚市公正職務審査会会長 (現在に至る)

平成25年1月 京都府参与 (服務管理担当) (現在に至る)

平成25年4月 池田市調査委員会委員 (同年7月に退任)

平成25年12月 大阪府土地利用審査会委員に就任 (現在に至る)

- ・小川 泰彦 (おがわ やすひこ)

昭和31年生まれ

昭和57年6月 公認会計士登録

昭和62年5月 税理士登録 公認会計士小川泰彦事務所開設 (現在に至る)

平成9年7月 ペガサス監査法人代表社員 (平成20年8月に退任)

平成13年7月 日本公認会計士協会理事就任 (平成19年7月に退任)

平成22年6月 日本公認会計士協会近畿会会长就任 (平成25年6月に退任)

平成22年7月 日本公認会計士協会副会長就任 (平成25年7月に退任)

平成25年3月 株式会社ノーリツ 社外取締役就任 (現在に至る)

平成25年6月 株式会社大阪証券取引所(現 株式会社大阪取引所)社外監査役就任 (現在に至る)

## 別紙3

### 新株予約権の概要

#### 1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当の基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

#### 2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行なうことがある。

#### 3. 新株予約権無償割当時の効力発生日

新株予約権無償割当時の効力発生日は、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とする。

#### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

#### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

#### 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

#### 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

#### 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が25%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者および本日時点で議決権割合が25%以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議にしたがい、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。この場合における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

## 12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

## 当社の大株主の状況（平成26年3月31日現在）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	1,336	6.06
新日鐵住金株式会社	1,000	4.53
JFEスチール株式会社	915	4.15
株式会社奥村組	888	4.02
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	810	3.67
前尾 和男	607	2.75
株式会社紀陽銀行	586	2.65
株式会社三井住友銀行	502	2.27
三井住友信託銀行株式会社	502	2.27
株式会社川金コアテック	500	2.26

(注) 持株比率は発行済株式総数(22,375,865株)から自己株式(330,990株)を控除して計算しております。

以上